



首都圏広域緑地計画の 意義

田辺昇学

1・人口

全国総人口は、昭和25年以来、おおむね年1%の割合でコンスタントに伸びつつある。

大都市地域は、年3%以上の高率な成長を続けており、首都圏<東京100km圏>では25年から40年の間に約800万人の増加をみた。これは年平均53万人の増加であり、毎年広島市が一つずつ生まれてくるようなすさまじい都市化である。

表1は、東京駅からの距離をもって、km圏別に人口の推移をみたものである。この解析の結果では次のようなことがいえる。

- ① 0~50km圏では、25年以来ほぼ年4%の等比級数的発展が続いている。この結果、昭和25年には、全国人口の13%をしめていた人口が、40年には19%の集中となった。
- ② 50~100km圏の人口は横ばいであり、首都圏人口は、もっぱら0~50km圏で増加したといえる。
- ③ 0~10km圏<東京都の内部14区>では、人口の伸びは35年までで終り人口減少区域となった。

表1——首都圏km圏別人口の推移 <単位 万人>

距離圏	市町村数	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年
km					
0~10	0.5	291	371	419	416
10~20	17.5	351	455	582	719
20~30	35.5	143	169	210	292
30~40	30.5	140	159	184	251
40~50	60.0	157	165	170	198
小計	144	1,082	1,319	1,565	1,876
50~100	309	686	697	688	700
合計	453	1,768	2,016	2,253	2,576

<注> 1. km圏は東京駅からの距離を示す。

<注> 2. 東京都の23区を1として計算したが、距離圏別では2分されるため、市町村数を0.5とした。横浜市についても2分されるため0.5として、20~30km圏と30~40km圏に含めた。

④ 10~20km圏の東京都の周辺9区では、人口の伸び率は次第に、かつ大幅に下降しつつある。この傾向からすると、50年頃には人口の伸びはとまる可能性がある。この区域に含まれる川崎市では25年~35年の10年間に年平均8%の急増であったが、35年から40年の間には、若干伸び率は低下している。なお、10~20km圏内にあるその他の市町には急増傾向が強い。

⑤ 20~30km圏には、横浜市の東部5区が含まれる。東部5区は、年4%の等比級数的発展であり首都50km圏の平均的伸び率と一致している。

20~30km圏のその他の市町村はいずれも急増を示し、とくに農村的色彩の強い市町村では、35~40年の5年間に70%の人口増がみられた。これはスプロールのものすごさを示すデータである。

⑥ 30~40km圏には、横浜市の西部5区が含まれる。この圏域に含まれる都市は、一般に25~35年の間は年平均4%程度の伸びであったものから、35~40年ではいずれも急増し、年平均8%の伸びを示した。

この圏域内の農村は、25~35年の間には、自然増<年平均1%程度>を維持する程度であったが、35~40年には急増地区となり、年平均5%の伸びを示した。

⑦ 40~50km圏の都市部は、25~35年の間に年平

均2%の伸びであり、全国都市人口の伸びと一致する平均的な都市化区域であったが、35年~40年には年平均4%の伸びに高まり、首都圏の平均伸び率を示す地帯となった。

この区域の農村部では従来人口は横ばいであったものが、年平均2%の伸びを示す区域となった。

⑧ 50~100km圏では、都市部は年10,000~15,000人の等差級数的な発展が多く、小都市では微増にとどまるものもあり、おおむね都市部は自然増を維持する程度にとどまっている。

農村部では5年間に2~3%の微減傾向が続いている。

以上のように、人口の増減からみた首都圏の発展動向は、既成市街地では伸びが停滞気味であるのに対して、20~40km圏の周辺地帯が急速に都市化しつつあることがわかる。

2・市街地

市街地<人口集中地区>の人口と面積の推移は、表2の通りである。

① 市街地人口は、0~50km圏で5年間に23%の増加をみたが、市街地面積は32%の増加であった。

② 市街地人口の増加は、30~40km圏が最大であるが、20~40kmの範囲はおおむね5割増であった。しかし、市街地面積の伸びは圧倒的に30~40km圏が高く、5年間でほぼ2倍となった。なお、

表2——首都圏km圏別市街地人口・面積の推移

距離圏 km	市町村数	昭和35年 D I D			昭和40年 D I D			40/35	
		人口 (A) 万人	面積 (B) km ²	密度 人/ha	人口 (A') 万人	面積 (B') km ²	密度 人/ha	A'/A	B'/B
0~10	05	414	210	197	412	217	190	0.99	1.03
10~20	175	530	383	139	666	480	139	1.26	1.25
20~30	355	133	140	95	200	208	96	1.50	1.49
30~40	305	95	88	107	146	176	53	1.54	1.98
40~50	600	61	77	79	81	100	81	1.34	1.29
小計	144	1,233	898	137	1,505	1,181	127	1.23	1.32
50~100	309	178	203	88	195	231	85	1.10	1.14
合計	453	1,411	1,101	128	1,700	1,412	120	1.20	1.28

密度が5年間に半減したことは、新たに市街化された区域が非常に低い密度であることを意味し、蚕食的な市街化の様相が知られる。

神奈川県は、すでに完全な市街地である。しかしその背後にひかえる丘陵山林地帯は、一般に自然発生的に市街地の形成が進展するとうにはやや不適当な土地条件にあり、また保存すべき場所も多い。

近年の市街化傾向では、東京の西進傾向は東横線、東急田園都市線、小田急線の沿線方向で顕著である。

一方、川崎、横浜からの発展方向は、南武線、横浜線、相模線の方向を指向しており、東京の西進傾向と合流して、川崎、横浜市の内陸部および大和、相模原、厚木方面にかけての市街化が著しい。また、東海道ベルトの藤沢、茅ヶ崎、平塚等は従前からの住宅都市の発展に加えて、工業都市への発展を示しつつあり、これらが内陸方向へと拡大する傾向が強い。

また、交通体系の強化が促進されるのにもない住宅はもとより、企業あるいは学校等の立地が広域的に展開される情勢となった。

このような趨勢のなかで、今後の横浜市、あるいは首都圏を望ましく構成し、整備していくためには、広域的な観点からする総合計画を確立し、それぞれの市町村に適切に開発あるいは保存、または整備の方向を示唆することが必要である。

そのためには、すでに分布する市町村の特性をふまえて、新たな広域地域社会の形成に資するよう、市町村相互の機能分担関係を明確化することが一つの課題である。

これと同時に、各地域における生活環境をできるだけ平均化、標準化する方向において、どのように整備していくかが課題である。

この課題のなかに、オープンスペース政策をいかに進めるべきかも含まれている。

国土は、自然と人工構築物により構成されている。国民の大多数は、国土のなかで生産、休養、社会、教養、娯楽等の生活を営んでいる。

この人間生活を、それぞれの目的に応じて合理化し、機能化し、高度化し、文化化していく過程においては、自然の活用、自然への挑戦、自然との調和等が常に生活上の問題となる。すなわち、常に緑地問題が登場する。

緑地問題をその目的意識により分類するならば、おおむね次のような事項に大別される。

1・市街地の合理的な形成と市街化の規制

都市を合理的に建設してゆくためには、市街化に秩序を与え、重点的に都市施設の総合的整備を図る必要がある。この際、市街地として開発することの適地の選定は、自然地のままあるいは農地として保存すべき土地の選定と表裏一体の関係にあり、開発と保存の調整が緑地計画の課題となる。

2・国土の有効利用

わが国の土地は、かなり高度に利用されているが、なお、時代の進展に対応して判断するとき、より高度の土地利用を目標としなければならない。未開発地や荒廃地の開発、既利用地の生産性の向上、あるいは既利用地の用途転換等が対策となるが、このなかでオープンスペースの存在効用をより有効に発現させることについて緑地計画の課題がある。

3・国土の保全

生活目的にさうよう自然を征服、またはコントロールする必要は時代の進展とともに増大する。自然災害を未然に防止する治山、治水、海岸防護、防潮、防砂、防風等の施設には、オープンスペー

スたる施設が多く、かつ、これらは保全の対象となる都市、あるいは農村の土地利用計画と密接な関連において計画されるものであるため、配置計画あるいは平常時におけるこれら施設の活用について、緑地計画の一環として検討すべき課題が多い。

4・自然の保護

天然資源<動物・植物・鉱物>は、一定の環境のなかで適当にバランスを維持して存在する。したがって、天然資源を長期にわたり活用するためには、環境条件等の変化によってバランスが著しく失われることのないように、適切な保護措置が必要である。

自然景観は、動物・植物・鉱物の調和のもとに構成された永年の所産であるため、開発に当っては、その影響を緩和する相応の配慮が必要である。すなわち、あらゆる開発行為の前提として、自然対策が主要な課題である。

5・屋外レクリエーション対策

余暇の増大、生活水準の向上、都市人口の増大等は、大幅に屋外レクリエーションの需要を伸ばしつつある。国民の休養、スポーツ、遊戯、教化、自然への渴望等に対する屋外レクリエーション対策は、広域的観点からする系統的な公園緑地計画の樹立をもって適切に利用施設等を配備することにある。これは非常に重要な課題である。

6・文化財等の保存対策

文化的遺産は、通常その周辺に存する自然環境と密接不可分な関係にある。したがって、文化財の保存には、当該文化財に望まれるふさわしい環境を維持することが課題である。

7・生活環境対策

生活環境における自然的要素の確保と活用は、とくに都市部においては、都市の防災<火災・公害・避難等>の観点から、あるいは都市景観、修景、レクリエーション等の観点から強く要請されている。

本来、都市は自然的素材の上に人工的構築物が、調和するように構築されなければならないが、既成市街地においては、全く自然を失なっている地帯が多い。

したがって、かかる地帯には、今後どのようにして自然をよみがえらせていくかが一つの課題であり、再開発上の大きなテーマである。

一方、今後新たに市街化の進められる区域については、前車の轍をふむことのないように、生活環境に豊かな自然をとどめておくことを計画しなければならない。

また、都市公害と緑地についての認識も高まりつつある。大気浄化、都市気象<温度調整、湿度維持>、騒音防止、工場火災等の保安地帯等の機能について、適切に緑地を配置する手法が具体化しつつある。このように、緑地のもつ生活環境保全の効果をより有効に発揮させることが課題である。

8・その他

広大なスペースを必要とする公共施設<空港、演習場、実験場等>、あるいは低い建設率の官民諸施設<大学、研究所等>について、それらが要請する広大なオープンスペースを緑地計画の一環として検討する必要がある。

3—————都市と広域緑地計画

以上のような緑地計画の諸課題のうち、主として市街地の拡大の防止、および屋外レクリエーション

ンの対策として、都市計画あるいは地域計画においてとられつつある計画は、次のようなものである。

1・都市の区域を規制するための計画

1989年、英国人エベネザー・ハワードが公表した田園都市論にもとずき、都市問題の解決には、都市と農村のそれぞれの備える長所を共に享受し得るような都市を、構築すべきであるとの理念が一般化し、1924年のアムステルダムにおける国際都市計画会議において、「家屋が無限に連続し膨張するのを防ぐために大都市は永久に農業園芸、牧畜等の用途に定められた緑地帯を以て圍繞せられることが望ましい」との決議がなされている。これは、都市の建設投資を有効に行なうためであると同時に、過大都市の弊害を未然に予防するためであり、周辺緑地の確保が、あらゆる面で有効であるとの論拠によるものである。

ロンドンでは、大ロンドン計画をもって、ロンドンと郊外の衛星都市との中間に、土地利用を農林業またはレクリエーションの用途に限定し、一般の建築を規制する環状グリーンベルト〈幅16~50km、面積約5,200km²〉の設定を行ない、前記の決議を具体化している。

英国のグリーンベルト政策は、ロンドンのみならず、地方の大都市、大学都市等十数の都市で実施されつつあるが、これらは緑地の設定によって、「①大建蔽地の拡大防止、②二つの隣接都市の連たんの防止、③都市の特性の保持」を主たる目的としている。

わが国においても、かかる市街地の拡大を防止するために設定する遮断緑地の構想は、いちちやく戦後戦災復興のために制定された特別都市計画法に取り入れられ、市街化を制限する「緑地地域」として、東京のほか、数戦災大都市に指定されたが予想以上の市街化のいきおいにおされて十分な

効果をあげることはできなかった。また首都圏では、首都圏整備法〈昭和31年〉に基づき、首都圏の区域を既成市街地、近郊地帯、市街地開発区域、その他に4区分し、近郊地帯は市街化を規制する区域として、前記緑地地域を含めて、ロンドンのグリーンベルト計画に匹敵する計画を定めたことがある。しかし、これも近郊地帯における市街化の規制に必要な立法をみぬまま、昭和41年首都圏整備法の一部が改正され、当初、もっぱら市街化を規制するために設けた「近郊地帯」は「近郊整備地帯」に改められ、「無秩序な市街化を防止するため計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域」と改まり、また、これと相前後して首都圏近郊緑地保全法が昭和41年に制定され、後に記す近郊緑地保全区域の指定をもって、法律の主旨を達成するための方策が講じられるようになった。

また、昭和43年に改正された新都市計画法により、都市計画区域を市街化区域と当分の間市街化を規制する市街化調整区域とに区分し、それぞれについて、開発と保全に関する計画を定めるといふ新たな制度が創設されたため、この制度の適用によって、今後は全国的に市街地と周辺緑地を計画的に設定することが可能となった。

2・屋外レクリエーションのための計画

公園緑地の機能のなかで、もっとも重要なのは各種屋外レクリエーションに資する機能である。

屋外レクリエーションの行動は、年齢階層、季節、曜日などによってさまざまな行動形式をあらわすものである。また、レクリエーションの行なわれる場所は、家庭または職場の場合、公園緑地施設の場合、自然地帯の場合、文化財・温泉等の観光的資源と結びつく場合、あるいは道路・鉄道・航路等のルートの場合等と多様なため、総合的なレクリエーション対策の樹立に当たっては、官民の分

担区分も含めて特定しがたい条件が多い。しかもレクリエーションの種目は時代の進展とともに予想以上に変遷する傾向が強いため、その計画論にはなお流動的な面がある。

しかし、近年の世界的傾向は、余暇時間の増大、生活水準の向上、交通機関の発達、都市化等が要因となって、庶民が多様な屋外レクリエーションを求め、これを広域的に実施する時代を迎えつつある。そして、従来は主として散歩、観賞、休息等の、どちらかといえばやや消極的なレクリエーションが主体であったものから、スポーツ、登山、ドライブ等の積極的な内容に変わりつつある。

ドイツや英国のような先進国においては、19世紀の後半から20世紀の前半にかけて、体育およびレクリエーションの普及が図られ、各種運動場の整備、森林の解放、貸農園〈分区園〉の整備等が積極的に推進された。アメリカでは、19世紀の後半から企業レクリエーションが大都市に発生し、遊園地や競馬、プロ野球等の見物するレクリエーションが隆盛したほか、庶民の野球、クロケットをはじめ、道路の舗装の促進ともなう自転車、ローラースケート、体育館の普及によるハンドボール、体操、レスリング、ボクシング、バスケットボール、水泳等の流行、河川、湖畔、海岸におけるボート、山や海の夏の保養地、狩猟、ゴルフの普及など多様なレクリエーション活動が行なわれてきた。そして、今日これらが非常に組織的に推進されている点に注目する必要がある。

ニューヨークのセントラルパークは、このようなレクリエーションの普及過程において、都市民が身近に各種屋外レクリエーションを享受できるように整備された大都市公園である。

わが国における近年のレクリエーション活動の活発化は、先進諸国と半世紀の差こそあれ、今後ますます強まるものと予想される。そして、消極的なレクリエーションであろうと、積極的なレクリ

エーションであろうと、また、その割合がどの程度であろうとも、屋外レクリエーションの目的のために特定の土地、または水面を活用することの必要性が増大することは明らかである。

公園緑地計画は、かかる動向に対応し、住民の各年令階層を対象として、各種屋外レクリエーションの需要を、適切な利用圏域〈誘致圏〉のなかで達成させることを目的としなければならない。

このため、日常的な屋外レクリエーションに対しては、児童、青少年、主婦、老人等を対象として住宅の近辺には児童公園、近隣公園、散歩道等を整備するとともに、職場や学校においても、それぞれの至近な場所において休養、あるいはスポーツ等の場所を整備することが必要である。

週末的な屋外レクリエーションに対しては、やや広域的に検討する必要があるが、地区公園、普通公園、運動公園、風致公園、遊園地等を市街地の内外にわたり系統的に配置することが望まれる。季節的、年末の屋外レクリエーションに対してはさらに広域的に検討する必要があるが、横浜市の場合には、大量な屋外レクリエーション人口の発生地であると同時に、周辺諸都市、あるいは首都圏全域、または全国各地からの利用者が訪れることを前提とした広域緑地計画が必要である。

首都圏の昭和60年人口は、おおよそ4,000万人程度と予想される。屋外レクリエーションが相当普及し、活発化すると思われるこの時点には、週末的・月末的・季末的等の各種屋外レクリエーションを実施する人口の数が都市人口の最大50~60%に達するものと推計される。

したがって、相当大規模なオープンスペースを、広域的な観点から適切に配置することを今から検討しておかなければならない。

オープンスペースの必要量についてはその算出方法によりさまざまな意見があり得るけれども、都市公園法や、都市計画標準の定める都市公園の必

要量は、都市人口1人当り6m²となっている。これに対して、首都圏における現状は、1人当り1.5m²に過ぎないため、この標準からみて首都圏には、約9,000haの都市公園が不足である。また、今後の増加人口に対して、1人当り6m²を確保するために整備すべき面積は、約12,000haであり、昭和60年までには合計約21,000haの公園緑地を整備するのが一つの目標である。

しかし、屋外レクリエーションは民間の施設や、海岸、湖沼、河川、山岳、丘陵、樹林地等都市公園以外の場所で実施される場合も多いため、都市公園以外のレクリエーション地帯を同時に、大量に整備することを考えなければ、総合的なレクリエーション対策とはなりえない。全米レクリエーション協会の計画標準では、かかる用地をすべて含めて、1人当り80m²のレクリエーション・スペースの確保を目標としている。

首都圏において、今後かりに上記標準の半分に当たる1人当り40m²の目標をもって、各種屋外レクリエーション施設または地域を設定し整備するとするならば、約1,600km²の各種緑地が必要となる。

首都圏<東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城、山梨>の面積は、36,569km²である。市街地の面積は、現在1,428km²であり、将来これは2.5~3倍となると予想されているが、なお残される非市街地の面積は約33,000km²と推計される。前記1,600km²の用地は、将来の非市街地面積のおおむね5%に該当するが、人口の集中する1都3県<東京、神奈川、千葉、埼玉>においても、なお約10,000km²のオープンスペースは残るはずであるから、計算上では1,600km²の必要量のうち1,000km²程度のレクリエーション用地の確保を提案することは可能である。したがって、この成否は、今後近郊の緑地が開発との調整のもとに、適切に保存されるかどうかにかかるとい

えよう。

4———首都圏近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全区域は、首都圏の既成市街地<東京都区部、横浜市および川崎市の臨海部、武蔵野市、三鷹市、川口市の各一部>の周辺に、指定されている近郊整備地帯において、緑地を保全するために指定された区域である。

近郊整備地帯は、東京の都心からおおよそ20~50kmの範囲に指定されているが、近年人口の急増する地帯であって、無秩序な市街化がいたる所で行なわれることから、宅地造成と緑地の保全が非常に問題となる地域である。

このため、昭和41年に「首都圏近郊緑地保全法」が制定され、緑地の保存が図られつつある。また同年、同じような趣旨から「古都における歴史的国土の保存に関する特別措置法」が制定され、京都、奈良、鎌倉等において強力に歴史的国土としての環境の保全が図られつつある。

近畿圏においても近郊緑地の保全を図るための法律として、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」が昭和42年に制定されている。このように、都市化と緑地の保全を計画的に進めようとする政策が、ようやく大都市地域あるいは古都等で具体化した。昭和43年6月に改正された新しい「都市計画法」では、都市計画区域内に市街化区域と市街化調整区域の指定を行ない、当面市街化を計画的に進める区域と、市街化を抑制する区域をはっきりと区別するように定めているため、都市近郊の緑地保全を今後より強力に推進できる体制がほぼ確立したといえる。

首都圏近郊緑地保全法は、近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが首都およびその周辺の地域における現在および将

来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために、欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより近郊整備地帯の無秩序な市街化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的としている。

この法律で、「近郊緑地」とは近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、もしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ相当規模の広さを有しているものをいうと定義されている。

首都圏整備委員会は、近郊緑地

のうち無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持および増進、またはこれら地域における公害もしくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。なお、指定に当っては、広域的かつ長期的見地から行なうように努めるとともに、関係地方公共団体および首都圏整備審議会の意見を聞くほか、関係行政機関の長に協議することになっている。かかる手続をへて、昭和44年6月現在の指定状況は表3の通り首都圏全体で14地区、11,769haとなっている。

首都圏整備委員会は、首都圏整備の基本計画として、現在近郊整備地帯に存在する山林の面積約10

表3—近郊緑地指定状況

<昭和44年6月現在>

名称	位置	面積
武山近郊緑地 保全区域	神奈川県横須賀市	327 ^{ha}
衣笠・大楠山	横須賀市、葉山町	958
逗子・葉山	逗子市、葉山町	1,087
相模原	相模原市	540
円海山・北鎌倉	横浜市、鎌倉市	962
多摩丘陵北部	東京都八王子市、日野市	264
滝山	八王子市	488
狭山	東村山市、大和町、村山町、瑞穂町、埼玉県所沢市、入間市	1,607
荒川	上尾市、大宮市、浦和市、戸田市、川越市、桶川町、大和町、朝霞町、足立町、富士見町、川島村	3,304
安行	川口市	580
平林寺	新座町	68
入間	入間市	398
東千葉	千葉県千葉市	734
牛久沼	茨城県竜ヶ崎市、牛久町、藤代町	452
合計		11,769

万ヘクタールにに着目し、また水面等も考慮し、今後の市街化に要する面積をかん案の上、おおよそ5万ヘクタールの近郊緑地を保全する計画もっている。したがって、現在までに指定された面積は、全体計画の約23%である。

近郊緑地のうち、とくに良好な自然の環境を有する土地の区域、または、特別に強い保全措置をとることによって、近郊緑地保全の効果が、とくに著しいと認められる土地の区域は、建設大臣により都市計画法の定め手続によって、近郊緑地特別保全地区に指定される。

特別保全地区では、建築物その他の工作物の新築改築または増築、宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立てまたは干拓等、近郊緑

表4——近郊緑地特別保全地区

名称	位置	面積
東千葉近郊緑地特別保全地区	千葉県千葉市	61.3 ha
三ヶ岡山	神奈川県葉山町	33.2
武山	横須賀市	34.5
円海山	横浜市	100.0
合計		229.0

地の保全に影響をおよぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

なお、特別保全地区以外の近郊緑地保全区域において、前記のような行為をしようとする者は、知事に届出ればよいことになっている。ただし、知事は必要があると認めた場合には、届出をした者に対して、必要な助言または勧告を行なうことができる。特別保全地区内において、前記の許可申請が不許可となった場合には、不許可によって土地の利用に著しい支障をきたすこととなる土地の所有者の申出により、その土地を知事が買入れる制度がある。特別保全地区の指定状況は、昭和44年6月現在、表4のとおり4地区 229haである。土地の買入れについては、国庫補助の制度があって、昭和41年度以来約40haの土地の買入れが行なわれている。

5——むすび

首都圏における緑地政策は、先に記した多くの課題を総合的にみとす方向で検討されなければならない。

近郊緑地保全区域は、かかる課題の一部のみとす施策にしか過ぎないため、今後大規模なレクリエーション用地の確保をはじめとして、種々の緑地政策を広域的に推進する方策の確立が望まれる。

首都圏整備委員会では、かかる観点から必要な調

査と計画の検討を続けているが、緑地計画を提案し、検討し、実施することは、国、地方公共団体、民間がたがいに密接な連けい体制を確立し、統一された意志をもってエネルギーを結集するのでなければ、果たし得ない困難な仕事であることを銘記しなければならない。広域緑地計画は、関係者に政策意志を徹底する意味において、またエネルギーの結集を図る意味において意義をもつが、積極的な推進について、一層の御協力をお願いしたい。

<首都圏整備委員会事務局計画第1部 第1調整官付補佐>